

公益社団法人栃木市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の諸謝金等の支給に関して必要な事項を定める。

2 センターが支給する諸謝金等の支給については、別の規定で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会等とは、センターが設置要綱に基づき設置する各委員会の会議等をいう。
- (2) 委員とは、委員会の委員として委嘱された者のうち理事の委員を除いた者をいう。
- (3) 職群班長とは、センターが設置要領に基づき設置する職群班の班長をいう。
- (4) 諸謝金とは、センターの活動に対してセンターから謝礼として支払われる金銭をいう。
- (5) 費用とは、センターの活動に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(諸謝金の支給及び額)

第3条 次の各号に定める者に諸謝金を支給する。

- (1) 委員会等に出席した委員 日額2,000円
- (2) 職群班長手当 月額3,000円

2 理事会が認めた講習会等の講師として従事した者への諸謝金については、予算の範囲内において理事長が別に定める。

(講師謝金)

第4条 前条第2項の規定により、諸謝金を支給することとなる講師とは、次の各号に定める講習会等とする。

- (1) 入会説明会
- (2) 安全適正就業講習会
- (3) パソコン教室
- (4) その他、理事会において諸謝金の支給が必要と認める講習会等

(費用)

第5条 会員がセンターの活動にあたり要した費用については、その実費を支給する。

(支給制限)

第6条 同一会員が1日に複数の委員会等に出席したときは、高い方の額のみを支

給する。

(諸謝金等の支給日)

第7条 諸謝金及び費用（以下「謝金等」という。）の支給日は、4月から6月分を7月に、7月から9月分を10月に、10月から12月分を1月に、1月から3月分を3月に支給する。

(諸謝金等の支給方法)

第8条 諸謝金等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に関して必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成30年5月24日から施行する。

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。